

日銀シス第12号
平成29年3月8日

日銀ネット利用先
日銀ネット利用金融機関等 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則
(共通事務)」の一部改正に関する件

日本銀行では、規程整備の観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、平成29年3月21日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」中一部改正

- [参考]中、「入力時間帯一覧（主管店が日本銀行本店の場合）」（12）の（注4）から（注6）までを横線のとおり改める。

（注4） 国債受入先が日本銀行の参加者口座の預り口座である場合（先日付入力分の場合を除きます。）には、午後2時（元利払対象銘柄を対象とする場合には午後3時、元利払対象銘柄以外の銘柄を対象とする場合には午後4時30分まで送信を行うことが可能ですが、午後2時以後に送信を行う場合には、あらかじめその旨を日本銀行本店（業務局営業業務課海外業務グループ）に連絡し、日本銀行との間で合意してください。）。

（注5） 国債受入先が日本銀行の参加者口座の預り口座である場合には、午後2時（元利払対象銘柄を対象とする場合には午後3時、元利払対象銘柄以外の銘柄を対象とする場合には午後4時30分まで送信を行うことが可能ですが、午後2時以後に送信を行う場合には、あらかじめその旨を日本銀行本店（業務局営業業務課海外業務グループ）に連絡し、日本銀行との間で合意してください。）。

（注6） 国債払出先が日本銀行の参加者口座の預り口座である場合には、午後2時（元利払対象銘柄を対象とする場合には午後3時、元利払対象銘柄以外の銘柄を対象とする場合には午後4時30分まで送信を行うことが可能ですが、午後2時以後に送信を行う場合には、あらかじめその旨を日本銀行本店（業務局営業業務課海外業務グループ）に連絡し、日本銀行との間で合意してください。）。

- [参考]中、「入力時間帯一覧（主管店が日本銀行本店の場合）」（14）を横線のとおり改める。

（14）国債振替決済関係事務

（日本銀行本店を日銀ネット主管店とするオンライン振替参加者店舗）

業務処理区分名	業務処理区分コード	条件	入力時間帯	
			開始時刻	締切時刻
口座振替	741101 (743101)	払出先種別または受入先種別が供託口であり、かつ、元利払対象銘柄を対象とする場合	午前8:30 ^(注1)	午後1:00

		受入先が日本銀行の参加者口座の種別名なしの種別または非居住者等口の預り口座である場合	午後2:00 (注2)
		払出先種別および受入先種別が供託口以外であり、かつ、元利払対象銘柄を対象とする場合 (注3)	午後3:00
		∫	∫
		払出先種別および受入先種別が供託口および政府担保口以外であり、かつ、元利払対象銘柄以外の銘柄を対象とする場合 (注3)	午後9:00
元利分離	}	略 (不変)	
∫			
受払済明細			

(注1) } 略 (不変)
(注2) }

(注3) 受入先が日本銀行の参加者口座の種別名なしの種別または非居住者等口の預り口座である場合を除きます。

以下略 (不変)